

令和8年度から

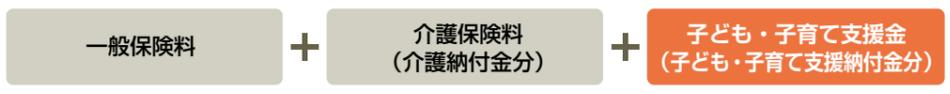
「子ども・子育て支援金制度」が始まります

一般保険料と併せ 子ども・子育て支援金の拠出を していただくことになります

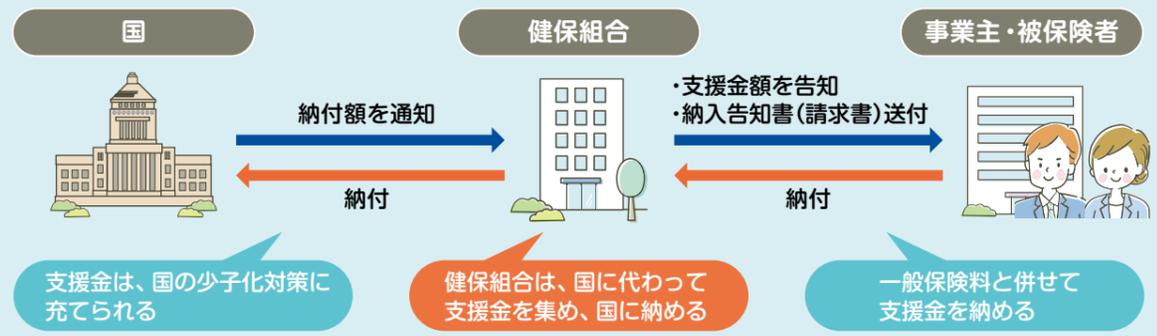


いつから始まるの？

子ども・子育て支援金は、**令和8年4月分保険料**より一般保険料・介護保険料と併せて徴収されます。納入告知書（請求書）には、一般保険料、介護保険料に続き、**第3の費目**として追加されます。



子ども・子育て支援金の徴収・納付の仕組み



子ども・子育て支援金制度って何？

子ども・子育て支援金制度は、全世代・全経済主体から**支援金を拠出**いただき、それによる**子育て世帯に対する給付の拡充**を通じて、**子供や子育て世帯を社会全体で応援する仕組み**です。

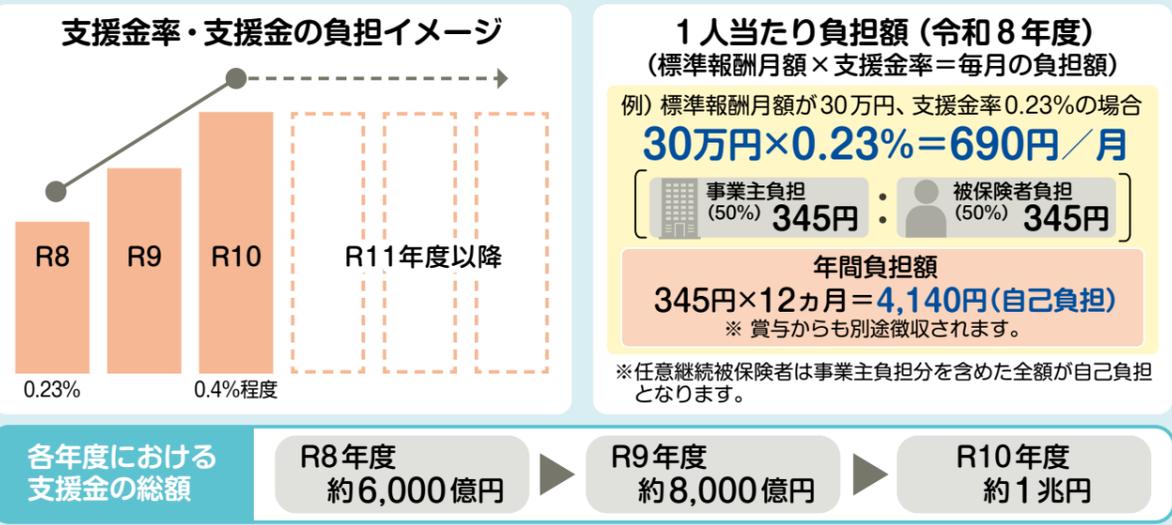
子ども・子育て支援金はこんなことに使われます

- ① **児童手当の拡充** (令和6年10月から)
所得制限を撤廃し、支給期間を高校生年代まで延長、第3子以降を増額
- ② **妊婦のための支援給付** (令和7年4月から)
妊娠時と出産時の2回に分けて、計10万円が支給される制度
- ③ **こども誰でも通園制度** (令和8年4月から)
生後6ヵ月から3歳未満の子供を、理由を問わず時間単位で保育所などに預けられる制度
- ④ **育休中の給付拡充** (令和7年4月から)
両親が出生後一定期間内に育休を取ると、給付金が最大28日間上乗せされ、手取り100%を確保する制度
- ⑤ **時短勤務時の収入減少を補填** (令和7年4月から)
2歳未満の子供を育てる人が時短勤務した場合、時短期間中の賃金の約10%が支給される制度
- ⑥ **国民年金第1号被保険者の育児期間中の保険料免除** (令和8年10月から)
自営業・フリーランス等の国民年金第1号被保険者が、子供が1歳になるまでの期間、国民年金保険料を免除される制度

負担はどのくらいになるの？

支援金の額を決める支援金率は、令和8年度は**0.23%**で、令和10年度にかけて段階的に**0.4%程度**まで上がることが想定されています。ただし、国は令和10年度に支援金の上限額を約1兆円と決めているため、今後、健康保険料や介護保険料のように右肩上がりが増え続けることはありません。なお、支援金は**事業主と被保険者が原則折半**して負担します。

子ども・子育て支援金の負担額のイメージ



健保組合の給付に使われるの？

子ども・子育て支援金は、健康保険組合などの医療保険者が保険料として徴収し、納付することが法律で定められています。法律上は保険料として規定されていますが、健保組合が加入者のために行う**保険給付や保健事業に充てることはできません**。健保組合は、国に代わって徴収し、納付する役割だけを担います。

